

News & Types: News

## 増田・舟井が、ミシガン州ノバイ市で第二回「勉強会」を開催しました。

10/17/2025

Practices: 雇用／労働法／福利厚生

2025年10月3日、増田・舟井法律事務所では、『アメリカ独特の職場の法律が日本語で分かる！』勉強会シリーズの第二弾をミシガン州ノバイ市で開催しました。今回の勉強会は、「米国の職場におけるパワーハラスメント：増加傾向にある従業員からの申立て」をテーマに、講師を務めた岸波 宏和弁護士から、日本で深刻な社会問題として認識されている「職場でのパワーハラスメント」が米国でどのように取り扱われているのかについて、日本語で解説しました。また、日系企業が直面しがちな事例も紹介した上で、雇用主のための5つのリスク軽減戦略をお話しました。

前回同様、参加型の少人数制を採用した今回の勉強会では、経営幹部、人事担当者等、合計21名の方々にご参加いただき、満席での開催となったほか、終了時間間際まで様々な質問が飛び交いました。











増田・舟井法律事務所は、米国でビジネスを展開する日本企業の代理を主な業務とする総合法律事務所です。  
当事務所は、シカゴ、デトロイト、ロサンゼルス、およびシャンプバーグに拠点を有しています。